

平成 31 年 1 月

一般社団法人新金属協会
日本金属熱処理工業会
日本鋳業協会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
日本ソーダ工業会
一般社団法人日本チタン協会
一般社団法人日本鑄造協会
一般社団法人日本鑄鍛鋼会
普通鋼電炉工業会
一般社団法人日本鉄鋼連盟
一般社団法人日本鉄鋼連盟特殊鋼会

国民負担の抑制と再エネの最大限の導入の両立に向けて

我々電力多消費産業は、東日本大震災以降、相次ぐ電気料金の値上げや、FIT 賦課金の急拡大により、極めて重い電気料金負担が課されており、既に廃業や工場閉鎖といった深刻な事態が現実のものとなっている。

特に FIT 制度については、現状で既にも買取総額が 3.1 兆円まで拡大した中で、2030 年に再エネ比率 22~24%を買取総額 4 兆円以内で実現するというエネルギーミックス実現のためには、買取価格の引き下げや入札制度による競争原理の導入など、国民負担の抑制のための措置を速やかにとることが不可欠である。

今般、太陽光発電に係る未稼働案件への措置や新たに洋上風力発電の導入拡大に向けた制度が示されたことを機に、改めて国民負担抑制の観点から、以下に意見を申し述べる。

1. 太陽光発電の未稼働案件への対応について

太陽光発電の未稼働案件に対して、一定の期限を区切り買取価格等を見直す措置が取られることは歓迎する。厳正な措置が不可欠である。

今般提示された措置においては、一部の案件に対して適用除外を認めることとしているが、適用除外を行うことは国民負担拡大に直結するものであり、あくまで例外的な取扱いであることを十分に踏まえ、ルールを逸脱することなく、厳格厳正に制度運用が行われることを強く要請する。また、大規模案件に対しては一定の猶予期間が設けられたが、転売など本制度とは関わりのない企業行動によって工事着手が遅延しているような

案件に対して、当初の買取価格を維持し、設備費の低下等に伴う利ざやを国民負担の下で保障するようなことがあってはならない。

2. 洋上風力発電の導入について

昨年12月7日に公布された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」の下、今後、日本においても洋上風力発電の導入が加速することが想定される。同法の下、洋上風力発電の買取価格については入札制とし、競争原理によってコストを低減させる仕組みとなっているが、一方で公布後最大2年間は上限価格を公表することとしている。欧州のみならず近隣諸国においても既に10円/kWh未満の価格で十分に導入が進んでいる中で、36円/kWhやそれに近い超高価格での買取りによって国民負担を増大させるようなことは、決してあってはならない。

海域の占有者の決定に当たっては、入札価格の低さを何よりも重視・評価する仕組みとし、上限価格の設定に際しては、前述の諸外国の実態も十分に踏まえ、競争を促し、国民負担の抑制に資するような価格設定が行われるよう、強く要請する。

3. FIT制度の抜本的な見直しに向けて

第5次エネルギー基本計画では、FIT制度について「2020年度末までに制度の抜本的な見直し」を行うことが示された。抜本的な見直しを行うに当たっては、それによる国民負担の行く末と再エネ導入拡大への影響を定量的に分析することが必要であり、そのためにも再エネ事業者に係る情報開示の拡充が必要である。現状、FIT制度の下で事業を営む再エネ事業者の売上高や経常利益、売上高経常利益率等の情報は一切開示されていないが、抜本見直しに際しては、再エネ事業者側の収益情報も開示させた上で国民負担とのバランスを検証するとともに、買取価格・買取期間の設定が果たして適切であったか、コストに見合う政策的効果が得られたのか等、つぶさに検証するプロセスが望まれる。

FIT制度の抜本的な見直しは、我々電力多消費産業が今後も国内で事業存続が可能か否かの分水嶺となる。政府及び関係者の英知の結集により、我々が将来に希望を持てるような方向性が示されることを強く期待したい。

以上